

○新潟県柏崎市指定ごみ袋に掲載する広告の取扱いに関する規程

平成21年4月21日告示第88号

新潟県柏崎市指定ごみ袋に掲載する広告の取扱いに関する規程

新潟県柏崎市指定ごみ袋に掲載する広告の取扱いに関する規程を次のように定め、平成21年4月21日から実施する。

(趣旨)

**第1条** この規程は、市が作成する指定ごみ袋への広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

**第2条** 指定ごみ袋に掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝、人材募集その他これに類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定ごみ袋に掲載する広告として市長が適当でないとするもの

(広告の規格等)

**第3条** 広告の規格等は、次のとおりとする。

指定ごみ袋の種類	枠数	広告の大きさ
大サイズ(50リットル)	4枠	縦6.0cm×横9.0cm
中サイズ(25リットル)	3枠	縦6.0cm×横9.0cm
小サイズ(10リットル)	2枠	縦6.0cm×横9.0cm
極小サイズ(5リットル)	1枠	縦4.0cm×横13.5cm

(広告の掲載箇所)

**第4条** 広告の掲載する箇所は、市長が指定する。

(掲載料金)

**第5条** 広告の掲載料金は、1枚当たり0.08円とする。

(広告主となり得るもの)

**第6条** 広告主は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、該当する者であっても市長が不適切と判断した場合は、この限りではない。

(1) 本市に事業所、店舗等を構えている者

(2) 市税を滞納していない者

(広告の申込み)

**第7条** 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、柏崎市指定ごみ袋広告申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に広告案及び本市の市税の完納を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(掲載の募集)

**第8条** 広告掲載の募集は、柏崎市ホームページ、広報かしわざき等の広報印刷物により行うものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(掲載決定等)

**第9条** 市長は、第7条の申込書を受け付けたときは、速やかに申請者及び広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、柏崎市指定ごみ袋広告掲載承認(不承認)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載希望者が第3条の枠数を超えたときは、抽選により決定した上で、前項の規定による承認又は不承認を行うものとする。この場合において、広告掲載承認件数が第3条の枠数未滿となったときは、抽選で漏れた者を優先して承認することができる。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

**第10条** 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までにデジタルデータで提出するものとする。

(掲載料金の納入)

**第11条** 広告主は、第9条の規定による掲載決定後、市の指定する期日までに掲載料金を納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任)

**第12条** 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

**第13条** 広告掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

**第14条** 市長は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(その他)

**第15条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

柏崎市長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

申込者 代表者名

電話番号

F A X 番号

### 柏崎市指定ごみ袋広告掲載申込書

柏崎市指定ごみ袋に広告を掲載したいので、新潟県柏崎市指定ごみ袋に掲載する広告の取扱いに関する規程第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、新潟県柏崎市指定ごみ袋に掲載する広告の取扱いに関する規程の内容を守ります。

### 記

#### 1 広告原稿

別添のとおり

#### 2 広告を掲載する指定ごみ袋の種類

#### 3 掲載する広告の内容（概要）

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

柏崎市指定ごみ袋広告掲載承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった柏崎市指定ごみ袋広告掲載については、  
下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 承認とする。

(1) 広告掲載内容

別添のとおり

(2) 広告を掲載する指定ごみ袋の種類

(3) 広告掲載料 円

(4) 広告掲載料の納付

年 月 日までに同封の納入通知書により、お支払いください。

(5) 広報掲載条件

新潟県柏崎市指定ごみ袋に掲載する広告の取扱いに関する規程に従うこと。

2 不承認とする。

(理由)